

# 令和7年度 北海道八雲高等学校における「いじめ防止基本方針」

## 1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、北海道教育委員会その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期対応に関しての基本的な考え方や具体的な対応等について定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い」という認識
- 「いじめは、どの生徒にもどの学校においても起こり得る」という認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識

### (3) いじめの構造

いじめは、「いじている子ども」と「いじめを受けている子ども」の二者だけで成立するものではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

### (4) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃

から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

#### (5) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (6) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たすことが求められる。ただし、「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性やいじめを受けたことにより心理的な影響が消えない場合もあり得るということを踏まえ、日常的に観察をする必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ・心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続している。
  - ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず設定する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒及びその保護者に対して面談を行い、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認めることができる。

### 3 いじめに関する基本理念

本校においては、いじめ問題に対して次の点を基本理念として掲げ、学校として組織的に対応していく。

● いじめ問題の対応は、学校における最重要課題の1つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、地域と連携し、保護者や関係機関の理解や支援等を得ながら、いじめから生徒を救うとともに、人権尊重や尊厳の保持、生命の大切さ等を理解させ、規範意識・倫理観の向上を図る。

● いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、その防止等に向けて学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをねらいとして毅然とした態度で取り組んでいく。また、このことは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であるため、教職員が自らの問題として切実に受け止め、「いじめは人間として許されない卑怯な行為」という認識のもと、被害者の立場に立って指導を進めていく。

#### 4 いじめ防止対策のための組織

##### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### (2) いじめ防止対策委員会の構成

◎教頭 ○生徒指導部長 ・教務部長 ・各学年主任 ・生徒指導部員 ・養護教諭  
必要に応じて、スクールカウンセラー、学校医、学校評議員を参集する。

##### (3) いじめ防止対策委員会の役割

「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導部等と連携を図りながら、次の各項目の実施について統括する。また、年度末に評価を行い、必要であれば計画等を見直す。評価についても、全職員で共有できる機会を設ける。

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ② いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。
- ③ いじめの問題への対応に必要な情報の共有と収集及び記録を行う。
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議の開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ 被害生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランを策定し、実施する。
- ⑥ 支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応を行う。
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく企画と計画的な取組を行う。
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し（PDCA サイクルの実行）時期については、年度末に児童生徒、保護者、地域住民からの意見を取り入れるためのアンケート調査を行い、学校いじめ基本方針についてはホームページ上に公表する。
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ⑩ いじめに係る相談や通報の窓口であることなどを周知する。

#### 5 いじめに対する具体的な取組

別紙1の「指導体制」及び別紙2の「年間計画」のもと、次の取組を行う。

##### (1) 未然防止の徹底

- ① 学業指導の充実  
「わかる授業」の実践と自己有用感を育むための居場所づくりに努める。
- ② 特別活動・道徳教育の充実  
HR活動や部活動、行事等とおしたコミュニケーション能力の育成と規範意識の向上、及び生徒のいじめに対する認知の変容に努める。
- ③ 情報教育の充実  
外部講師による講話や教科「情報」及び教科「商業」等の科目を中心とした情報モラル教育の充実を図る。
- ④ 生徒会活動の充実  
各種行事の充実や、生徒会執行部を中心とした様々な取組による啓発活動に努める。

- ⑤ 教職員を対象とした研修の充実と生徒情報の共有  
いじめに対する教職員全員による校内研修と情報の共有化を図る。
- ⑥ 保護者・地域との連携  
担任を中心とした保護者との連携や、ボランティア活動などを通じた地域との連携を図る。

## (2) 早期発見のための措置

- ① 実態の把握  
日常的な学校生活における生徒との信頼関係づくりや、「早期発見のためのチェックリスト」（別紙3）を活用しての実態把握に努める。
- ② 定期的なアンケート調査の実施  
年2回（6月・11月）の「いじめの把握のためのアンケート調査」を行う。
- ③ 日常的な生徒の観察  
朝の玄関指導や休み時間における巡回指導と生徒への積極的な声かけを実践する。
- ④ 定期的な教育相談  
HR担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による面談指導を行う。
- ⑤ 保護者との連携  
HR担任を中心とした保護者との信頼関係の構築と情報の共有化を図り、協力を求める。
- ⑥ 情報端末への対策  
ネットパトロールによるSNSをはじめとしたインターネット書き込み等の監視を行う。
- ⑦ 生徒情報の共有  
報告経路を明確に示し、職員会議や日常の業務の中において情報の共有を図る。

## (3) 早期対応

- ① いじめられている生徒への対応  
生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。
- ② いじめている生徒への対応  
いじめは決して許されないという毅然とした態度のもと、生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を継続的に行う。
- ③ 関係集団（観衆・傍観者）への対応  
自らの問題として捉えさせた上で、望ましい人間関係づくりと自己有用感が味わえる居場所づくりに努める。

### ※事実が発覚した段階で、関係する全ての生徒に対しての聞き取り調査を行う

- ④ いじめられている生徒の保護者への対応  
複数の教職員で対応し、事実を迅速かつ丁寧に伝えた上で、安心感を与えられるよう生徒や保護者の心情を理解し、問題解決のため連携を図り、学校での指導に関して理解と協力を求めていく。
- ⑤ いじめている生徒の保護者への対応  
複数の教職員で対応し、心情を理解し事実を迅速かつ丁寧に伝えた上で、生徒の行動変容のための協力を要請し、学校での指導に関して理解と協力を求めていく。
- ⑥ 関係機関との連携  
学校だけの解決が困難と判断した場合、関係機関（教育委員会、警察、福祉・医療関係機関等）との連携を図り、問題解決に努める。なお、具体的な連携については次のとおりとする。

ア 教育委員会 (渡島教育局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒への支援・指導</li> <li>・保護者への対応・支援</li> <li>・スクールカウンセラーの派遣</li> <li>・関係機関との連絡・調整</li> </ul>
イ 警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身や財産に対する重大な被害への対応</li> <li>・犯罪等の違法行為としてのいじめへの対応</li> </ul>
ウ 福祉関係・児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒や保護者への対応</li> <li>・家庭での生活環境に関する把握</li> </ul>
エ 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒の外傷や心的外傷（心のケア）への対応</li> </ul>

## 6 ネット上のいじめへの対応

### (1) ネット上のいじめの定義

- ① 文字や画像を使用し、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する。
- ② 特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする。
- ③ 掲示板などに特定の生徒の個人情報に掲載する。

### (2) ネット上のいじめの予防と対応

- ① ネット上に不適切な書き込み等があった場合、学校として確認し、保存・印刷をし、調査を行う。
- ② 書き込んだ生徒が特定できる場合は、家庭訪問の上、保護者に事情を説明するとともに、不適切な書き込み等を削除させ、必要に応じて適切な指導を行う。
- ③ 学校が定期的にネットパトロールを行う。
- ④ 教科「情報」及び教科「商業」等の科目において、情報モラル教育の充実を図る。
- ⑤ 保護者への啓発に努める。

## 7 重大事態への対応（別紙4）

### (1) 重大事態の定義

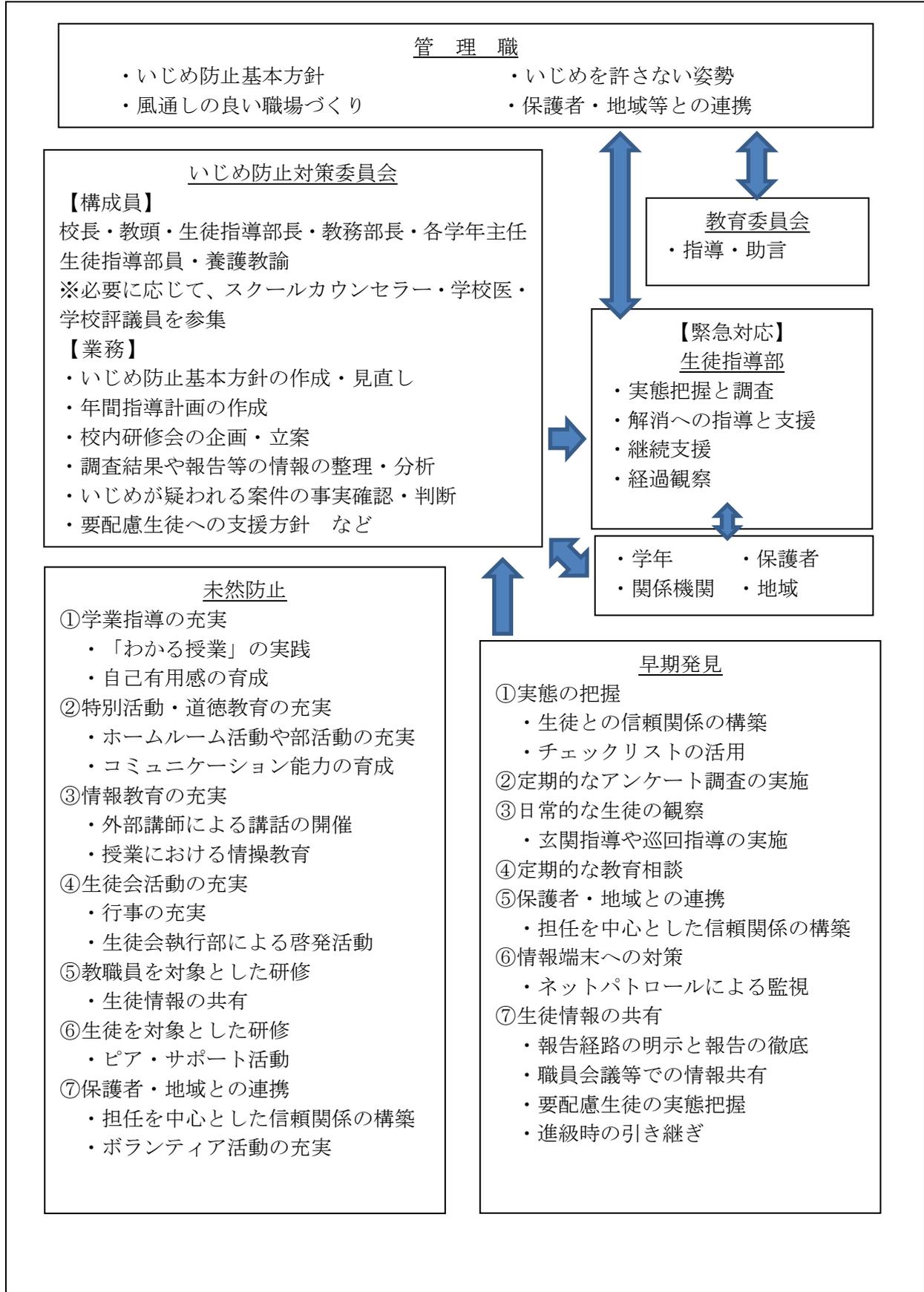
- ・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合  
(自殺の企図、精神疾患の発症、身体への重大な障害、金品の奪取 等)
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
(年間の欠席が30日程度以上、連続した欠席の場合の状況判断 等)

### (2) 重大事態への具体的対応

発生したいじめ行為を的確に見極め、状況に応じて以下の対応をとる。

- ① 教育局への連絡および北海道が組織する関係機関との連携を図る。
- ② 警察や医療機関との連携を図る。
- ③ 事実を明確にするため、生徒や保護者に対する聞き取り調査等を実施する。
- ④ 生徒や保護者の不安を軽減するため、専門的知識を有する関係各位に協力を要請する。

いじめ未然防止・早期発見のための日常の指導体制



## いじめの防止等のための年間指導計画

※委員会 = いじめ防止対策委員会

期	月	いじめ防止、早期発見のための取組	対応
前期	4月	学校いじめ防止基本方針の確認 学校いじめ防止基本方針の公開と周知（生徒・保護者等向け啓発） 学校職員評価における「いじめ対応」についての自己目標の設定 道徳教育の全体計画の作成 ホームルーム指導計画の作成 全校集会におけるいじめ防止等啓発講話 授業参観および保護者懇談会の実施	委員会 委員会 全教職員 生徒指導部 教務部 委員会 総務部・各学年
	5月	ハイパーQ-U検査の実施①（全学年） 情報モラル教室、携帯電話指導 ピア・サポート研修①	生徒指導部 生徒指導部 担当者
	6月	いじめに関するアンケート調査の実施①（全学年） 保護者・地域住民等からの意見を取り入れるためのアンケート調査の実施① 性教育講演会 ハイパーQ-U返却 ピア・サポート研修②	生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 担当者
	7月	学校祭 全校集会におけるいじめ防止等啓発講話	生徒会 委員会
	8月	ピア・サポート研修③	担当者
	9月	いじめ対応に関する校内研修① ピア・サポート研修④	委員会 担当者
後期	10月	前期の取組の反省と後期の取組の検討（中間反省会議） ピア・サポート研修⑤	委員会 担当者
	11月	いじめに関するアンケート調査の実施②（全学年） 保護者・地域住民等からの意見を取り入れるためのアンケート調査の実施② ハイパーQ-U検査の実施②（全学年） ピア・サポート研修⑥	生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 担当者
	12月	ハイパーQ-U返却 ピア・サポート研修⑦ 全校集会におけるいじめ防止等啓発講話	生徒指導部 担当者 委員会
	1月	ピア・サポート研修⑧	担当者
	2月	学校職員評価における「いじめ対応」についての自己評価の実施 年間の取組の反省と来年度の計画の検討（年度末反省会議）	全教職員 委員会
	3月	いじめ対応に関する校内研修②	委員会
定期的な取組		ネットパトロールの実施（1回/月）	生徒指導部
		玄関・校内見守り巡回（通年）	全教職員
		特別支援教育委員会の開催（原則として1回/月）	特別支援教育委員会
		個人面談の実施	HR担任
		スクールカウンセラーによる面談	特別支援教育委員会

## 早期発見のためのチェックリスト

## (1) いじめられている生徒のサイン

場 面	チェック	サインの参考例
登校時 (校門・玄関指導)  朝のSHR	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える。 保護者からの連絡がなく、その理由が明確ではない。 教員と視線を合わせず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、提出期限を守らない。 教員が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業の始まり 授業中 授業の終わり	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 授業道具等の忘れ物が目立つ。 机周りが整理・整頓されておらず散乱している。 決められた座席と異なる席に座っている。 教科書・ノートが揃っていなかったり、汚れがある。 クラスの中から、個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	弁当等にいたずらされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用もない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 一人で清掃等をしている。 衣服等が汚れている。
放課後	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	帰りのSHR終了後に、慌てて下校する。 用もないのに学校に遅くまで残っている。 持ち物の盗難にあったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備や後片付けをしている。
その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	不快なあだ名が聞こえてくる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 クラスで問題が起こると特定の生徒の名前が出る。 教材や筆記用具の貸し借りが多い。 壁や机等に落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 下駄箱の靴が無くなったり、いたずらされる。



緊急時の組織的対応（重大事態を含む）

